

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度第 6 回枚方市都市景観審議会
開 催 日 時	平成 26 年 1 月 28 日（火） 14 時 00 分から 15 時 15 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 3 委員会室
出 席 者	会長：吉川委員 委員：鶴島委員、小野委員、恩地委員、木下委員 多田委員、福山委員、山下委員
欠 席 者	下村副会長、岡委員
案 件 名	議案 1．枚方市景観計画(案)の策定について 議案 2．枚方市景観条例(案)について
提出された資料等の 名 称	次第 枚方市景観計画(案) 枚方市景観計画区域図(案) 枚方市景観計画等の策定について 「枚方市景観計画(素案)」及び「枚方市景観条例(素案)」のパ ブリックコメント(結果公表) <参考資料> 枚方市景観条例(案) 平成 25 年度第 5 回枚方市都市景観審議会会議録
決 定 事 項	1．枚方市景観計画(案)について内容を確定し、市長に答申を行 う。 2．枚方市景観条例(案)の概要についても内容を確定。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開（一部非公開：枚方市情報公開条例（平成 9 年枚方市条例第 23 号）第 6 条第 1 号に規定する非公開情報が含まれる事項につい て審議を行うため）
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	都市整備部 都市整備推進室

## 審 議 内 容

### 1 開 会

吉 川 会 長： 定刻になりましたので、ただ今より平成25年度第6回枚方市都市景観審議会を開会いたします。それでは着席して進めさせていただきます。

本日は、1月の終わりということで、皆様方には何かとお忙しい中にもかかわらず、本審議会にご出席をいただきありがとうございます。

さて本日は、昨年暮れにパブリックコメントを実施しました「景観計画(案)」と「景観条例(案)」について審議してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の会議録の署名人は、鶴島委員と多田委員にお願いします。

それでは始めに、本審議会の開催にあたり市を代表しまして、池水都市整備部長より、ご挨拶をお願いいたします。

池 水 部 長： 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、日頃より本市行政にご支援、ご協力いただき誠にありがとうございます。また、お忙しい中にもかかわらず、本審議会にご出席いただきまして厚くお礼申しあげます。

前回の審議会後、答申を頂戴した都市景観基本計画の改訂につきましては、決裁手続きの後、11月29日付けで改訂いたしました。

これもひとえに、委員の皆様方のご協力のおかげと心より感謝申し上げます。

さて、本審議会も今年度6回目となりますが、前回、中間答申として取りまとめていただきました「景観計画(案)」、そして「景観条例(案)の概要」につきましては、先月の12月に「パブリックコメント」を実施いたしました。

また昨日は、枚方市都市計画審議会におきまして「景観計画(案)」について、ご意見をお聴きしてまいりました。

本日は、それらの結果を踏まえご審議いただき、「景観計画(案)」につきましては、本日答申をいただきたいと考えております。

それぞれの案件につきましては、後程、事務局よりご説明させていただきますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

吉 川 会 長： ありがとうございます。

次に、委員の皆様方の出席状況の報告と資料の確認を、事務局より願います。

事 務 局： まず、委員の出席状況をご報告させていただきます。

本会の委員総数は10名でございますが、本日は、8名の委員の皆様にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく、委員総数の過半数に達しております。

したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、下村副会長と岡委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本日の資料につきましては、

- ・議事次第
- ・枚方市景観計画(案)
- ・枚方市景観計画区域図(案)
- ・枚方市景観計画等の策定について
- ・「枚方市景観計画(素案)」及び「枚方市景観条例(素案)」のパブリックコメント(結果公表)

参考資料として、

- ・枚方市景観条例(案)
- ・平成25年度第5回枚方市都市景観審議会会議録  
となっております。

あと、会議備え付け用資料として、まだ製本が間に合っておりませんが、都市景観基本計画改訂版を置いております。こちらにつきましては、毎回使用しますので、お持ち帰りになられる場合は、次回ご持参下さいますようお願いいたします。

以上、過不足等ございませんでしょうか。

(資料を確認)

よろしいでしょうか。資料につきましては以上でございます。

## 2 審 議

吉川会長： ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は成立しております。

ここで、事務局より第4回審議会の議事録について、確認事項があるということです。まず、それについて協議したいと思います。個人情報に関わることと聴いておりますので、非公開といたします。

(非公開協議)

吉川会長： 第4回審議会議事録の非公開案件については、ホームページへ掲載しないこととします。

それでは、議事を再開いたします。本審議会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき原則公開としております。

本日の議案等を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

吉川会長： それでは、本日の審議会は公開とします。本日、傍聴人はおられますか。

事務局： 本日傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

吉川会長： それでは、傍聴人がおられないということで、審議を進めてまいりたいと思います。

次第では、諮問を受けております景観計画が議案第1号、市が定める景観条例が議案第2号となっておりますが、相互に関連しており、これまでも併せて審議してまいりましたので、一括して事務局より説明を求めます。

なお、両案件につきましては、前回の第5回審議会において取りまとめましたので、市として市民のご意見をお聴きするため12月6日から12月25日までの間でパブリックコメントを実施されました。

また、昨日、都市計画マスタープランとの適合の観点から、議案第1号の景観計画(案)につきましては、都市計画審議会にもご意見をお聴きしております。

従いまして、本日はパブリックコメントの結果及び、都市計画審議会のご意見について事務局より報告を受け、景観計画(案)への反映の有無について審議し、答申していきたいと思っております。

それでは、事務局よりお願いします。

事務局： 「パブリックコメント（結果公表）について」、ご説明いたします。

資料3をご覧ください。それでは、パブリックコメントへの回答の要点を説明いたします。意見募集期間は、平成25年12月6日から平成25年12月25日まででした。意見受付方法は、記載のとおりです。意見提出は、個人が2名、そして1団体から、13件のご意見をいただきました。

P2をご覧ください。

1人目の方には4件のご意見をいただきました。

1つ目「小中学校、幼稚園や公園などの公共施設、そこでは樹木などの自然の拡充をはかってほしい。」には、「景観計画（素案）の「公共施設等

の景観形成の方針」をお示しし、この方針に基づき、今後、それぞれの管理者が、整備・管理をしていくこととなります。なお、樹種に関しては、公共施設等の整備にあつては、近隣の景観との調和等に配慮をして選定しています。」とします。

2つ目「淀川河川敷の草木を中心とした自然保護と同時に市民自ら景観から得る潤いに認識が持てるように、文化イベントなど、この機会に景観への認識が深まるようなシンポジウムやイベントにとりくんでどうか？」には、「中核市への移行に合わせ景観行政団体として、一層、良好な景観形成への認識が深まるよう、記念イベントなど必要な取り組みを検討します。」とします。

3つ目「楠葉の旧街道や楠葉台場跡付近から山崎の山を背景に広がる淀川一帯の眺望はすばらしく、この景観に配慮した区域指定などの取り組みをしてほしい。」には、「楠葉の旧街道や中之芝（楠葉台場跡）を含め、淀川一帯は景観計画において、「淀川沿岸区域」とする予定とし、景観形成の方針」をお示しします。

4つ目「淀川など河川敷においては、景観に配慮して、「コンクリート化」を抑制し、できるだけ自然を残す様な工夫をしてほしい。」には、「景観計画（素案）において、淀川など河川敷の方針をお示しし、今後、河川改修等の際には、河川管理者等は、こうした観点からの配慮をすることとなります。」とします。

P 4をご覧ください。

団体から1件のご意見をいただきました。

5つ目として、「各地域で、望ましい景観づくり・景観保全を目的に啓発・実践活動に取り組んでいる市民や市民団体の活用して、「仮称 景観市民会議」の設置を提案します。」には、「景観条例（素案）では、良好な景観形成をめざして景観協定等を活用した取り組みを進める団体等への支援ができることを定めます。」とし、「枚方市都市景観基本計画改訂版」の「第5章 5-3 景観形成の推進方策 (1)推進体制づくり」において、「景観形成を重点的に図る地区では、多様な団体や個人が集い、情報を交換して連携・調整するための組織づくりについて検討を行います」としています。」との説明をいたします。

P 5 ページをご覧ください。

個人の2人目の方のご意見でございます。

全体では、6つ目のご意見で、「届出対象を「高さ15mを超える等」の大規模建築物の建築等とあるが、現行の「枚方市都市景観形成要綱」による届出対象となんら変更がないが、その理由は如何に。また、全国的な傾向などを比較し、これらはどのような「妥当性・普遍性」をもって検討されたのか。」には、「全国的にはそれぞれの地域特性に合わせ、おおむね

10m～20mを超える範囲で定められており、大阪府が20m、近隣市では、高槻市が15m、寝屋川市が15mなどとなっています。一定規模を超える建築物等が景観に与える影響を鑑み、他市の例も考慮のうえ、本市では、建築物の高さの基準に関しては、届出対象を現行の要綱と同様の15mを超えるものとししました。」などの説明をしています。

7つ目の「景観アドバイザーについて、人数の拡大は可能か。その要件、選任手続きをもう少し「具体化」したほうがよいのではないか。また「景観審議会委員」との兼務をするとすれば、適当ではないと考えるが、如何に。また、景観審議会、景観アドバイザーは常設であるのか。」には、「景観アドバイザーについては、平成11年より「枚方市都市景観アドバイザー設置要綱」に基づき、都市景観や建築設計について造詣の深い専門家を選任」していること、「今後は、緑化計画や色彩計画等について、より多角的な助言が必要となることから、建築、意匠・色彩、造園等の分野の専門家3名以内の体制とし、これまでの2名の体制から充実を図ったもの」であること、「景観審議会委員との兼務に関しては、これまでの実績から、支障はないものと考えている」ことを説明しています。また、「景観審議会及び景観アドバイザー会議は、必要に応じて開催する」とします。

8つ目の「文化財保護法の指定を受けた重要文化財、景観重要建造物等を除くとなっているが、なぜか。」には、「法により建造物の外部等の現状変更が厳しく制限され、保存・活用が図られていることから、景観の保全等の目的に照らして除外する」旨を説明しました。

9つ目の「「百済寺跡及び百済王神社を含む一帯」、「枚方八景を含む近隣区域」は、景観計画区域内の中で、どのような地区・区域になるのか。」には、景観計画区域の区域指定を説明しています。

10番目の「「百済寺跡及び百済王神社」を含む一帯を「歴史的景観保全地区の指定」手続きを進めていただきたいが、可能か。」には、「「百済寺跡」は、国の特別史跡に指定されており、現在、史跡公園の再整備に取り組んでいます。一方、周辺の住宅地は、景観計画（素案）、景観条例（素案）では良好な景観の形成に取り組むこととしています。「歴史的景観保全地区」は、現状では、景観重点区域である「枚方宿地区」が相当する地区と考えているとし、景観重点区域の追加等、新たな規制に関しては、景観法において住民等による提案制度が設けられており、条例では手続き等について定めている」としています。

11番目の「「景観協定」と、「景観づくり協定」とは、「何がどのように異なるのか」には、「対象者の範囲や権利者の合意形成範囲が異なり、「景観協定」は、締結に至るまでには相当の労力が必要ですが、法に基づく協定であり、その実効性は高いものとなります。「景観づくり協定」は、良好な景観の形成を実現するための事項について、ゆるやかに合意形成を図

り、徐々に協定内容を充実させるなど、地域の実情に応じた活用が期待される」としています。

12 番目の「景観計画等の「施行日」について、どのような予定になっているか。」には景観計画、景観条例それぞれの今後の予定を記載しています。

13 番目の「「景観」を考えると、「視点・視点場、視対象」のイメージ・概念が重要であると考えが、景観計画（素案）などで、そうした点をどのように活かされているのか。」には、「「景観」を考えると、「景」と「観」、すなわち、観られる景色（視対象）と観る人（視点場）の関係が重要です。」については「枚方市都市景観基本計画改訂版」第1章 1-1 景観とは」の記載内容を紹介しています。そして、景観計画（素案）では、第6章で定めた方針により、「公的領域での良好な景観形成を図る」こととともに、第3章で、建築物等に関して、「境界領域での良好な景観形成を図る」ことを示し、また、視点場・視対象に関しても、第3章において、「区域の特性に応じて、近景・中景・遠景それぞれへの配慮を求めること」などを定めていることを説明しています。

以上が、ご意見等の内容と市の考え方です。最後に、P10 をご覧ください。景観計画素案、景観条例素案ともに、パブリックコメントによる変更はなく、原案どおりとします。以上、パブリックコメントへの回答案の説明とします。

続きまして、昨日の平成25年度第3回枚方市都市計画審議会について、ご報告申し上げます。この審議会の位置づけは、景観法第9条第2項に基づき、景観計画策定にあたっては、あらかじめ、都市計画審議会のご意見を聴かなければならないとされていることから、開催されたものでございます。

審議会では、「市内各地域のそれぞれの景観特性を見極めて、取り組んでいく必要がある。」「景観は市役所だけでなく市民が作るものと考えますが、その観点から、景観計画や届出の手続きについての市民への周知を丁寧に取り組んでほしい。」「建築制限などの規制が含まれていることから他の部局との連携を図りながら取り組んでほしい。」「高架鉄道など予定されているところがあるが、こうした事業の景観への配慮は、設計段階から景観の取り組みが行われるのか。」「届出制度というのは、届出にいたるまでに何か制限や、協議などがあるのか。」「事業者が事業の計画を行うときに、環境アセスメントなどの際の環境計画とも関連があると思うが、ここでの景観への配慮を求めるには、関係課との連携が大事であると思うが、どうか。」「景観重要樹木の指定について。」など、ご質問や要望等がございましたが、それぞれ、丁寧に説明をする中で、都市計画審議会として、「景観計画案への意見はない。」ということでもとめられました。

吉川会長： ありがとうございます。今の説明にもありましたように、市として、また都市計画審議会としても、景観計画(案)の変更はないということですが、委員の皆さんはご存じのように、市が実施したパブリックコメントでして、審議会が実施したものではないという主旨をよくご理解いただいたうえで、パブリックコメントの市の回答についてご質問やご意見、ご提案など、意見交換をしていきたいと思えます。

十数点ありますので、頭のほうから順番にご意見やご質問がありましたらどうぞ。

木下委員： まず、全体の感想ですけれど、具体的な質問をされているので、もう少しストレートなお返事でもいいかなと思います。いろいろな、こういう決まりになっています、こういうページに載っていますということで、前回のパブリックコメントのときの皆さんのアドバイスのように、そういうことに配慮して書いてくださっていますが、例えば、5番目の質問で『仮称 景観市民会議』の設置を提案します。」と具体的におっしゃっているわけですね。それに対して受けます受けませんという返事ではなく、今後それについて考えていくのかどうかというところがこれを読んでいるとわかりにくいのです。最後のほうに、『情報を交換して連携・調整するための組織づくりについて検討を行います。』としています」とありますので、その中で考えますということだと思えますが、それでしたら、『検討を行います』としていますので、ご提案については積極的に検討する方向で取り組みます。」とか、そういう決まりでルールを作っていますよというのは言っていますが、結論がすべての返事の部分についてわかりにくいかな、もう少しストレートな返事でもいいのかなというのが感想です。だから、P4の※印の所にしても、これはいるのかなと思ったりもしているのですけれども。このような計画なのですよというところで、その中を読んでくださいという示唆なのかなとも思うのですが、これはいるのかなという気がします。

それから、そういう具体性で言いますと、例えばNo. 9の計画項目のところの、百済寺のところですね。「どのような地区・区域になるのか」とおっしゃっていて、結論として、「百済寺跡は一般区域となっています。」となるのですが、ならば一般区域とは何かというのを書いてあげたほうが。これは結局、結論的には一般区域ですよという話をされているのですよね。どのような区域ですかとおっしゃっているので、簡単でいいので、こういう一般区域ですとしたほうがわかりやすいのかなと。

同じように、No. 11の条例のところなのですが、『景観協定』と、『景観づくり協定』とは、『何がどのように』異なるのか」と質問されているのですね、これに対しては、「合意形成範囲が異なります」と書いていた



だいた後に、「景観協定」はこういうものです、「景観づくり協定」はこういうものだというのを書いていただいているのですが、この2つは何がどのように異なるのかとおっしゃっているので、この2つがどういう関係なのかというのを書いてあげたほうが、答えとしてはわかりやすいのかなと思います。具体的に質問してらっしゃるので、可能性を広げていく部分に関しては、もちろん広げておかなければいけません、質問していることに対してはもう少し具体的な答えをしてあげたほうが良いのかなと思いました。

それから、No. 6の条例のところですけども、「近隣市では、高槻市が15m、寝屋川市が15m」ということで、これは比較検討されたのかということがありましたので、例えば、近隣ではこういうことだと入れてらっしゃると思うんですが、私はいらぬかなと思ったんです。というのは、「他市の例も考慮のうえ」ということを入れてらっしゃるし、その前提として「大阪府としては20m」でしたよということの中から、私たちは検討した結果、15mという答えを導き出したということで、近隣がこうだから合せたというわけではないと思いますので、あえてこの2つを入れないほうが逆にいいのかなという気が、読んでいてしました。以上です。

事務局： 5番目の※印は、今回は景観計画と景観条例のパブリックコメントでございまして、都市景観基本計画のことをご存じだろうとは思いますが、ご存じではない場合も考慮して、あえて注釈を付けさせていただいたということでございます。それから、具体的な質問に具体的な回答ということでございましたが、ここで言いますと、「仮称 景観審議会」の設置という形でのご提案がございまして、それに対しましては、今回ご提示しておりますパブリックコメントの中で、そのことがどの様にうたわれているのかと、そういったことへの取り組みの内容について、パブリックコメントの主旨に沿いますと、景観条例の中で景観協定等を活用した取り組みをされている団体については、行政として支援ができると定めているということで、まず、このパブリックコメントの主旨に沿ったコメントをさせていただいております。その上で、もう少し大きな枠組みとして、こういった取り組みを行政はどう考えているのかということ、前段となります基本計画に遡って記載させていただいたのが後段でございます。特に、委員にもご指摘いただきました最後の3行のところ、景観形成を重点的に図る地区では、こうした団体や個人が集う、こうしたことは大事なことで組織づくりについて行政として検討を行うと、このような主旨で確かこの場でもご意見いただき、承認いただいたという議論の経過もございまして、そのことを再度ご説明をさせていただきました。よく見ますと、ご提案されている内容が各地域で望ましい景観づくり等をされている市民や団体の活用と

ということですので、もう少し具体化にあたっては、検討したいと思っております。

木下委員：言葉の表現だけかもしれませんが、文面として、条例としてこうしています。プラス、だからこのご提案に対して検討していく方針であります。そういうご提案されていることに対しての、直接的にそれに対してどうするのかという考え方を言ってあげたほうがわかりやすいかなという意見なのですけれども。

例えば、P6の8番目の表現ですね。「なぜ除外されたんですか」というところで、除外するというのが、除外という言葉だけでいくとマイナスのような響きに聞こえるんですけども、これは意味があって、景観の建造物と文化財としての建造物とを分けてあるのですよというプラスの意味ですよ。だけど、ここに書いてある「目的に照らして除外しました」というところで、良い意味で別の保護がしてあるんですけども、こちらとこちらでは意味合いが違うのですよということがこの文面では伝わりにくいかなと思います。

事務局：ここでは、歴史的建造物については、景観ですので、特に外からの見た目と言いますか、それが重要視されます。一方、文化財においても、建造物の形状変更が制限されているということで、別の法律で変更されないということですから、現状の保存あるいは活用が図られているということで、景観の観点からも除外と書かせていただいているわけです。

木下委員：せっかく2つとも守っているわけですよ。違う法律ですけども。片方は、今も審議会をさせていただいているように外観を修景しようとするればできる、だけど文化財のほうはできないと、除外になっている。

事務局：基本的には、文化財のほうの方がより厳しく、景観重要建造物に指定されますと、歴史的景観建造物よりさらに厳しくということになりますので、2重3重に指定する必要はないのかなということを表現しました。

木下委員：より厳しくなるので、変更できないので、これとこれは別物ですと言ってあげたほうがわかりやすいと思います。今、口頭で説明してくださったことが言葉としてここに入っていたほうがわかりやすいと思うのですけれども。変更できないし、重要文化財の方に関してはより変更できないというように決まりが厳しいので、こちらとは別にしていますと。

山下委員：除外されても「ご心配なく」ということを言っているわけですよ。で

は、「ご心配なく」というニュアンスが出ていればいいのではないかと、話を聞いていて私は思います。なにも心配されることはありませんと、ちゃんと守られていきますと木下さんは言っているんじゃないかと思いません。

事務局： ちょっと書き方が堅苦しいと。

山下委員： 役所言葉で書かれるとこうなると。除外というのは、何も悪いことばかりが除外ではないというのはわかるのですが、日常使う場合は、除外という対象にしないというニュアンスがあるから、「ご心配なく」という感じで受け止められるように書いていただいたらいいのではないのでしょうか。

吉川会長： 最後は除外するでいいのですが、すでに厳しい規定が適用されているところなので除外しますと言えばいいわけですね。文化財は厳しい取り決めになっているので。

事務局： 「景観の保全等の目的に照らして」を抜いたら。「保存・活用が図られていることから、除外する」はストレートすぎるのでしょうか。

吉川会長： 基本計画のほうのパブリックコメントは、審議会としての回答をするという形でしたので、我々のほうから積極的にこういうことが書いてありますというのはストレートに回答していますが、今回は市が回答するという形ですので、我々は10人の責任で回答できるのと違い、市の施策と連動するという形になりますから、ぼやっとしているところは否めないかなと思います。今のようなところは、木下委員がおっしゃっているようにより厳しいものが適用されているわけで、これは言っても問題はないのではと思います。

事務局： そうしましたら、8番目の回答の上から3行目を「法により建造物の外部等の現状変更が厳しく制限され、保存・活用が図られていることから、除外する」こととしました。このような表現になるんですけども。

吉川会長： 文化財保護法のほうは基本的には景観保全という文章がないのですよ。そのもの自身を保護するのでね。ですから、「景観保全等の目的」というのははずしていいのではないのでしょうか。

事務局： では、そういった方向で整理をさせていただきます。

山下委員： 単なる質問なのですが、5番目の意見は団体から出ましたよね。これはいかなる団体かというのは、お答えいただくことはできますか。

事務局： 団体名等は、この場では。

山下委員： 公にできないと。

事務局： 我々がパブリックコメントなどをするときは、団体名やお名前は公開しないという前提でご意見をいただいております。

山下委員： 枚方にもこういうきちんとした意見を言う団体があるのだなということでした。ただ、審議会においても、個人は当然かと思うのですが、団体名についても知ることはできないということになっているのですか。

事務局： 具体の団体名を言うことはできないのです。

それから、先ほど木下委員からご質問いただいた11番目の質問の景観協定、景観づくり協定のどのようにというところで、前段で「景観協定は景観法に規定されている協定」、中ほどで「景観づくり協定とは」と、それぞれの特色といいますか、そういったものを書かせていただいた上で、まとめて何が違うのかという形で書かせていただきました。ただ、その協定の中身の話については、今後いろいろな展開があるかと思えます。

山下委員： ちょっとお尋ねしますが、10番の意見に対する回答で、「一方、周辺の住宅地は、景観計画（素案）、景観条例（素案）では良好な景観の形成に取り組むこととしています。」と書かれていますけど、これは景観計画（素案）の何ページに書いてあるのでしょうか。

事務局： こちらは景観計画区域の中では、一般区域の景観形成基準に適用するというを示しております。どの地区に入るのかということは9番目の質問に対してお答えしています。ただ、一般区域とは何かというご質問がありましたので、例えば9番目の最後の、こういったことを目指す一般区域という修飾をつけたらわかりやすいということでしたら、それについても検討はさせていただきたいと思えます。

それともう1点追加でございますが、10番目の百済寺の件ですが、良好な景観の形成に取り組むということで、例えばその周辺を今後、周辺の地域の方から様々なご意見が寄せられて、もう少し景観を配慮して、他の地区よりグレードアップするというご意見が出てきたらそういうことに対応していく仕組み作りが用意してありますよということを、堅苦しいで

すけども条例などを引用して書かせていただいているということでもございまして、そういう道筋がきちっと用意されているのかということでは用意はされています。ただ、地権者の方がどういう形で合意形成を図られていくのかというのが1つのポイントになりますということをお返答している次第でございます。

恩 地 委 員： いただいた質問について、回答されますよね。その質問された方が、これに限らず、その回答に対してまた質問されるということはあるのですか。

事 務 局： まず、このパブリックコメントの取り扱いですが、本日ご審議いただいて、庁内的な手続きをした上で、市のホームページに公表いたします。意見を出された方には直接返事はしないというルールになっています。ただし、そのホームページを見たうえで、ご意見を出された方が、ここはもう少し説明を聞きたいといったことで説明を求められるケースもございません。

恩 地 委 員： それもホームページを通じてですか。

事 務 局： いえ、違います。

恩 地 委 員： では、そういうケースもあるわけですね。

事 務 局： はい、あります。しかしパブリックコメントへ回答する際はその方に回答するというよりも、市民の皆さんがわかりやすく心がけたつもりです。

吉 川 会 長： 先ほど木下さんのほうからありましたが、15mのところはいいですか。

事 務 局： 先生方にはこれまで5回にわたりご審議いただいてきて、木下委員のおっしゃるような認識で議論が成熟してきていますので、これがなくてもという意見はごもっともなのですが、初めてご覧いただいた方がされた質問への答えとしては、この方がわかりやすいのかなということを書かせていただいた次第でございます。

吉 川 会 長： 市のほうがそうおっしゃるのなら、私は別に。

恩 地 委 員： 話を広くという意味では、逆にこの方がいいのではないかと思います。

関係ないといえないですが、高槻はそうなのか、どこどこはそうなのかと知識としては入りますよね。だから、構わないのではと思います。

吉川会長： 並べている意識はないと思いますので、20mより厳しくするとすると15mというのがあがってきて、それがたまたま隣の市でもやっていますよという話なので。

山下委員： このくだりは、自分自身がより理解できたなと思いました。

木下委員： 私が1つ1つをお話しながらお伝えしたのは、質問に対しての答えが、やはり答えを聞いた側としては全体を通して読んだときに、いろんな部分でこれはいいと言っているのか、検討しますとおっしゃっているのか、いいえそれは違いますとおっしゃっておられるのかが、汲み取り側によってはいろいろ読める部分があるので、もう少し明確な返事にされたほうがいいのではないかということで、そういう印象を持った部分についてお話をさせていただきただけですので、これは皆さんがおっしゃるように、検討していただけたらいいと思います。ですから、例えばP2・P3のところは何も言わなかったように、No.1で言うと、「拡充をはかってほしい」という方に対して「配慮・選定しています」と。「イベントに取り組んでほしい」という方には「記念イベントなど必要な取り組みを検討します」とストレートに、ちゃんとわかる形で結論が繋がってきていますので、そういう全体的なトーンにさせていただけたらそれで良いのではないかと思います。細かなところに関しては、皆さんのご意見通りでよろしいかと思います。

吉川会長： 大体まんべんなくお話をいただいたと思いますが、他にこれは言っておきたいというご意見はございますでしょうか。

木下委員： これを読んでいても、皆さん、これを検討してほしいとか、こんなふうにしたらどうですかとか前向きに提案しておられますよね。ここに掲載していただいている分に関しては、だからそれに関しても、市としては、前向きにいろんなことを検討しているのですよというところが、杓子定規にこうなっています。ここに書いています。ではなくて、もちろん冊子については言っているのですけれども、結局は考え方ですよね。どう考えているのかということが市としても前向きに捉えているのですよということが、やはり答えとして伝わるほうがお互いに絶対に良いと思うんですね。それが伝わるように、市としては決して否定しているのではなく、前向きに捉えていますということが伝わるような形にさせていただいたら、提案さ

れた方もすごく前向きになれるのではないかなと思います。

吉川会長： パブコメのときには、PDFで条例案と計画案を出したのですか。それとも概要も併せて出したのですか。

事務局： 資料としましては、今回お配りしております資料1-1と資料1-2、それから資料2、この3つをホームページでご覧いただけるようになっています。

吉川会長： 前回の審議会のときに、これを残す方向でいきましょうという議論があって、これがあれば、いろいろなご質問に対してもかなり答えているというか、これがあれば十分じゃないかという部分が多いというふうに思うので、もう一度意識を喚起する意味で、概要というものをご覧いただければというところを書き加えてもらってもいいかなと思いますが。

事務局： パブリックコメントに対します市としての表現でございますが、他のパブリックコメントでもあることですが、いただいたご意見が実際に定めた後の事業の段階についてのものであるというようなことはあります。先ほどの、記念イベントというのはすでに4月の話ですので、私どもとしては対応しやすいです。景観市民会議と言っておられるのが、はたしてどういう内容なのかというのは、今後また市に対してアプローチがあると思うのですよね。ですから今書ける計画に対してのことを私どもは書かせていただいているので、できましたら今回は一部訂正はございますが、こういう表現でご理解いただけないかなと思っております。パブリックコメントでいただいたご意見は残しますので、この後の、事業として具体的な計画が決まった後の動きの中で参考にさせていただき、検討していくことになると思います。

吉川会長： いかがでしょうか。

恩地委員： いいと思いますけど。

吉川会長： 都計審でも特に意見はございませんでしたから。

事務局： 都計審でも、制度の周知などしっかり取り組んでほしいというご要望をいただいておりますので、私どもも、そこはきちんと考えていかななくてはと考えております。

吉川会長： それでは、先ほどの8番目の回答のところをよりストレートに言うということで、「景観保全等の目的に照らして」という部分を除外するという  
ことで。それ以外は、基本的に原案通りの内容でパブリックコメントに対  
応していただくということで、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、パブコメ内容については、基本的にはこれにてご回答して  
いただくということで終えたいと思います。

パブコメが済んだ段階で、次は景観条例案制定に向けて進めていくとい  
うことになると思いますので、その点についても委員の皆様、ある意味で  
またサポートをお願いしないといけないというふうに思います。

事務局： （各委員に答申書を配付）

吉川会長： なお、今、お配りしているものが答申書の鏡となります。第3回景観審  
議会において、屋外広告物の今後の方向性についての考え方をまとめさせ  
てもらってましたので、それを付帯意見として答申書に記載していま  
す。

内容としましては、「屋外広告物については、良好な景観の形成に重要  
であることから、実態の把握に向けた調査等を行い、3年程度をめどに、  
枚方市の景観特性等を踏まえた独自の規制を検討することがのぞまし  
い。」と記載してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

山下委員、よろしいでしょうか。屋外広告物について意見を頂戴してい  
たので。

山下委員： それはいいですが、この資料2「枚方市景観計画等の策定について」と  
いうのがありますが、この10行の文の中に、枚方市景観計画のほうでは  
「基本計画を改訂した」とあります。でも、枚方市景観計画等の策定につ  
いてでは、この景観計画が法律にのっとって作るという主旨のものだとい  
うのは承知しているのですが、上の4行で平成6年に景観基本計画を策定  
したのだと、平成10年に要綱を作ったのだと、そこで取り組んできました  
というところで終わっているんですね。この4行のところ、基本計  
画は25年11月に改訂したというのを入れておくべきではないかと思いま  
す。

事務局： ちょっと時系列的な問題もございますので、時系列の処理はさせてもら  
っています。今のご意見についても、例えば条例ができた際の詳細・解説  
のようなものも必要になってくると思いますので、それには今のようなく  
だりも掲載して整理していきたいと思います。



吉川会長： 今山下委員がおっしゃったのは、資料の2の頭のところの。これは修正可能ですよね。

事務局： そうですね。これはずっと残るものではありませんので。

吉川会長： こちらのほうはこれでよろしいですか。

山下委員： 今日市長に答申するんですよ。

吉川会長： この場で、皆さんの前で答申するかと思います。

では、よろしゅうございますでしょうか。この鏡に記載した内容をご了解いただくということで終えさせていただきたいという風に考えております。

(異議なし)

### 3 閉 会

吉川会長： それでは、今日の議案2つは終わったことになりますね。以上をもちまして本日の審議は、終了とさせていただきます。事務局の方で何か連絡事項等ございますか。

事務局： 次回の審議会ですが、屋外広告物条例も中核市移行に併せて施行することから、その区域指定等についてご審議いただく必要がございます。従いまして、3月中には開催したいと考えておりますので、本日審議会終了後、日程調整させていただきます。

吉川会長： この条例は当面の条例ですよ。とりあえず4月1日以降施行しないといけないということで、大阪府の条例を準用するということについての話ですね。

それでは後ほど、次回の第7回景観審議会の日程調整よろしく申し上げます。

最後に、井上都市整備部次長より閉会のごあいさつをお願いします。

井上次長： 閉会に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、長時間のご審議ありがとうございました。景観計画(案)につきましては、昨年3月に諮問させていただいて以降、これまでご審議を重ねていただき、このたび「答申」として取りまとめていただきまして、本当にありがとうございました。今後、景観計画、景観条例の施行に際し、円

滑に移行できるよう、効果的な周知の方法も検討してまいりたいと考えております。引き続き、タイトなスケジュールではございますが、効率的な運営に努め、取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には、何かとお力添え下さいますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、お礼の言葉に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会